

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方は 郵便等で投票ができます

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、「**特例郵便等投票**」ができます。

投票にあたっては、選挙期日（投票日当日）の4日前までに（必着）、法令に定められた方法で本人が投票用紙等を請求する必要があります。投票を希望される方は、次のとおり投票用紙等を請求してください。

投票用紙等の請求先

請求先

お住まいの市町村選挙管理委員会

請求期限

選挙期日(投票日当日)の4日前の
17時まで(必着)

※ 最近転居した方は、請求先が異なる場合がありますので、まず、お住まいの市町村の選挙管理委員会に電話で確認してください。

※ 請求期限を過ぎたものは、一切受け付けることができません。（公職選挙法第270条）

特例郵便等投票の対象となる方

以下に該当する有権者（特定患者等選挙人）が、この「**特例郵便等投票**」を利用することができます。

- ・感染症法・検疫法の規定により、外出自粛要請を受けた方
- ・検疫法の規定により宿泊施設内に収容されている方



かつ

外出自粛要請期間等の期間が、投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる場合

- **濃厚接触者**の方は、特例郵便等投票を利用できませんが、投票所等において投票できます。投票所等におけるマスクの着用や手指消毒など感染拡大防止の徹底をお願いします。

投票用紙等の請求にあたってのお願い

- ① 保健所等が発行する外出自粛要請の書面（入院勧告、入院措置等を受ける入院患者でないことが分かる就業制限に関する書面を含みます）又は宿泊施設への隔離・停留の措置に係る書面を添えて、請求書をお住まいの市町村選挙管理委員会に送ってください。
ただし、これらの書面が交付されていない場合等は、請求書の理由欄にチェックし、書面を添付しないで請求することも可能です。
- ② 市町村選管から保健所に特例郵便等投票の対象者であることの確認があった場合は、特例郵便等投票の対象者であることの確認に必要な情報を保健所から市町村選管に提供します。
- ③ 請求書を入れた封筒に所定の料金受取人払の宛名表示を貼り付け、ファスナー付きの透明のケース等に入れて表面を消毒した上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。
- ④ 請求書・郵送する際の宛名表示については、お住まいの市町村選挙管理委員会からお取り寄せいただくか、当該市町村選挙管理委員会のホームページからダウンロードしてください。

長野県選挙管理委員会・長野県健康福祉部感染症対策課

(4ページ・流れ①の詳細)

請求の方法を動画で確認
できます。

https://www.youtube.com/watch?v=C_1-KJ0s7jY



投票用紙等の請求手続

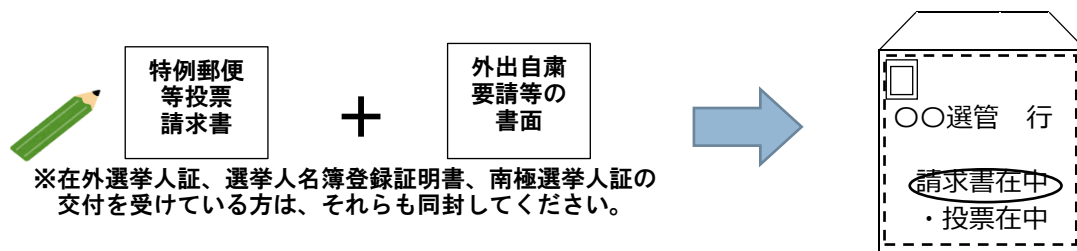
① 特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、各市町村の選挙管理委員会のホームページ等に掲載されています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。各市町村の選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。

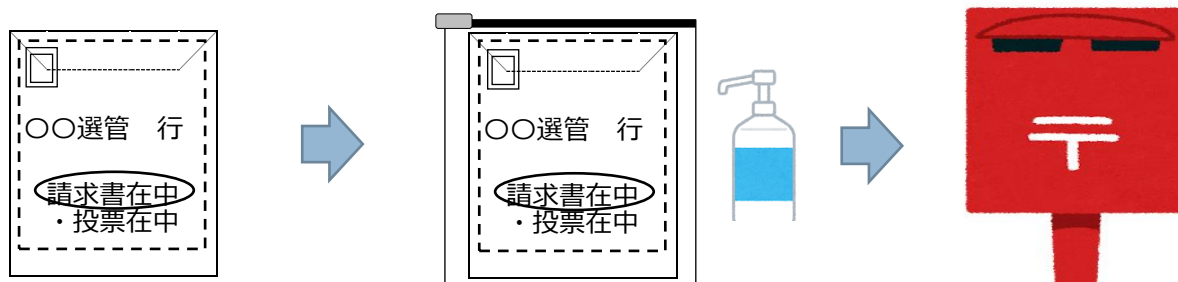


② 請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



③ 請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください。）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。（同居人等が濃厚接触者である場合は、他者との接触を避けるようにしてください。）



※ 保健所は、市町村選挙管理委員会から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあったとき、法律に基づいて必要な情報を提供することができます（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第4条）。

※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（同法第5条）。

(4ページ・流れ③・④の詳細)

投票の手続

投票の方法を動画で確認
できます。

[https://www.youtube.com
/watch?v=dR8mBXsHmK4](https://www.youtube.com/watch?v=dR8mBXsHmK4)



市町村選挙管理委員会からは、以下のものが送られてきます。

投票用紙 **内封筒** **外封筒** **ファスナー付き透明ケース** **返信用封筒**

①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名を記載してください。

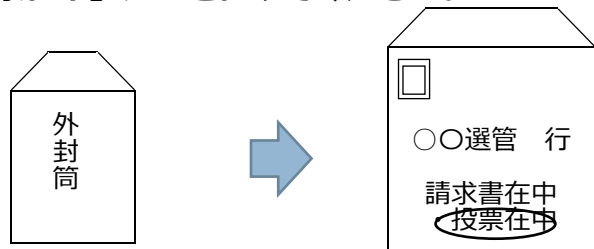
一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



③外封筒を、更に市町村の選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



④返信用封筒を、更に市町村の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。（同居人等が濃厚接触者である場合は、他者との接触を避けるようにしてください。）

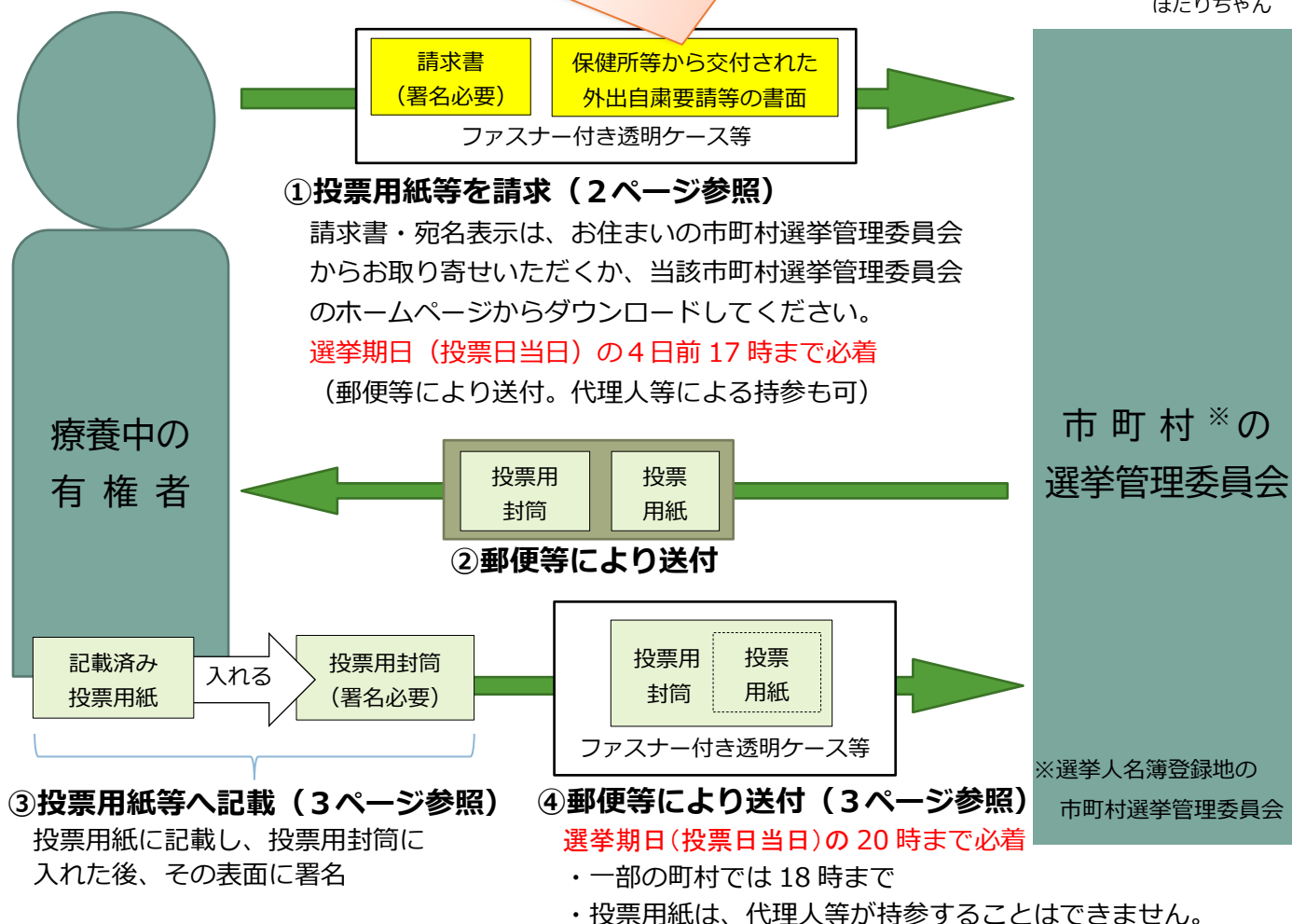


※ 投票用紙等は郵便等により送付しなければなりません（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第3条第1項）。

特例郵便等投票の流れ



書面が交付されていない場合等は、請求書の理由欄にチェックしてください。書面が添付できない場合は、市町村選挙管理委員会が保健所等に対象者であることを確認します。



（補足・注意事項）

- 投票終了までには数日の期間を要します。請求は選挙期日の公示又は告示前でもできますので、上記期限によらず早めの請求・発送をお願いいたします。
- 上の①投票用紙等の請求は2ページ、③④投票用紙等の送付は3ページをご覧ください。
- 投票用紙等を請求された後に、宿泊・自宅療養期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- 他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐欺の方法による投票については **公職選挙法上の罰則** が設けられています。



長野県選挙管理委員会 電話 026-235-7069

<https://www.pref.nagano.lg.jp/senkan/tokureihou/tokureihou.html>

